

2022年度

茨城県に対する要求書

県民要求実現茨城共同運動連絡会
事務局 茨城県労働組合総連合（茨城労連）
〒311-3121 東茨城郡茨城町谷田部295
TEL 029-219-1031 fax 029-219-1032
Eメール ibaro@mc.ejnet.ne.jp

2022年5月20日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

県民要求実現茨城共同運動連絡会

会長 白石 勝巳

2022年度茨城県への要求事項について

1. 東海第二原発について

東海第二原発は、福島第一原発と同じ沸騰水型として日本で最も古く、最もトラブル頻度の高い原発です。随所にひび割れ、腐食、減肉、部品の脱落などが報告されています。ケーブルは、全体の半数以上が、東電が火災事故を起こしたOFケーブルなど燃え易いケーブルのままで残されます。東海第二原発直下の地震が頻発しています。94万人を安全に避難させる計画をつくることは不可能です。

再生可能エネルギーと省エネの推進で持続可能な電力は十分確保できます。東海第二原発は10年以上稼働していません。危険極まりない原発を稼働しなければならない理由は全くありません。

(1) 避難計画について

水戸地裁は昨年、「東海第二発電所の原子炉を運転してはならない」とする判決を言い渡しました。「実現可能な避難計画及びこれを実行し得る体制が整えられているというにはほど遠い状態であり」「今後これを達成することも相当困難」であることから、「人格権侵害の具体的危険がある」と断じています。

東海第二は、30km圏内に94万人が住む日本一人人口過密地域にある原発であり、首都東京に最も近い原発です。防災計画は本来、最悪の事態を想定して立てるべきです。東海第二原発の事故により30km圏内で数十万人の急性死が見込まれるという試算もあります。道路機能が10%低下すれば、避難にかかる時間は推計不可能です。病人など要配慮者の避難にいたっては、極めて困難で、実効性のある避難計画が策定できないことは明らかです。

1) 避難計画の進捗について

①広域避難計画を策定することになっている14市町村の進捗状況を明らかにすること。

【回答】

②避難先施設の一人当たり面積について、感染症対策を考慮して、テント使用の有無などの態様別に、一人当たり3～4・5㎡として、収容人数の算定をし直すことになりました。これにより、避難施設を大幅に増やさなければならなくなります。第2の避難先としていた地域を第1の避難先に加えなければならないのではないのでしょうか。避難先市町村ごとの避難予定人数、避難先施設ごとの避難予定人数を明らかにすること。

【回答】

③安定ヨウ素剤の配布体制について、進捗状況を明らかにすること。

【回答】

④複合災害への対応（複合災害時における道路等の被災状況を住民へ情報提供する手段・モニタリング機能の維持・災害対策本部機能の維持、感染症対策）について、進捗状況を明らかにすること。

【回答】

⑤要支援者等を避難させるために必要なバスと運転手の確保について、進捗状況を明らかにすること。

【回答】

⑥30km圏内の在宅の病人、高齢者などの要支援者を避難させるための支援体制及び人員の確保、必要な車イスやストレッチャーその他の器具・機械等の必要数と確保状況を明らかにすること。

【回答】

⑧在宅の要支援者等の避難先施設と避難手段、避難後に必要な措置等の確保について、進捗状況を明らかにすること。

【回答】

⑨避難計画を作るべき病院や社会福祉施設などの数、規模、計画の策定状況及び計画を履行するうえでの課題を5km圏内、30km圏内別に明らかにし、その計画を県で公表すること。

【回答】

⑩避難先の確保及び避難計画策定ができていない病院、介護施設数(名)を示すとともに、避難先での受け入れ態勢、スペース等の状況を明らかにすること。

【回答】

2) 避難計画の実効性の基準について

①県として避難計画の実効性の基準を定め明らかにすること。人格権を保障する水準であることを明確にすること。

【回答】

②実効性を評価するためには、最悪の事故の態様を想定しなければなりません。県が想定している最悪の事態について明らかにすること。

【回答】

(2) 再稼働の是非の判断について

再稼働判断の基準として、「安全性の検証」「実効性ある避難計画の策定」「県民への情報提供」をした上で、県民や、避難計画を策定する市町村、並びに県議会の意見を伺いながら判断していくことが示されています。

1) 「安全性の検証」について、現段階での検証状況と今後のスケジュールを明らかにすること。

【回答】

2) 燃料を装荷した時点で、過酷事故の危険が高まります。実効性ある避難計画の策定と、知事や6市村長の了解なしに燃料装荷は認められないことを原電に伝えるべきと考えます。県の見解を明らかにすること。

【回答】

3) 「意見を聴く方法」については、県民投票を含め様々な方法がありますが、誰に、いつ、どのような方法で聴取することを想定しているか明らかにすること。

【回答】

2. 正規雇用へ転換、労働者全体の賃金底上げと最低賃金 1500 円に引き上げを

茨城県の令和4年度当初予算では、「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現に向け、ウィズコロナ・ポストコロナ時代を見据え、「4つのチャレンジ」を深化させながら加速するとしています。「『新しい豊かさ』へのチャレンジ」では、「力強い産業の創出とゆとりある暮らしを育み、新しい豊かさを目指す」としています。

しかし、非正規労働者が2000万人を超えて年収200万円以下のワーキングプアが7年連続で1200万人を超える状況のもとで、『新しい豊かさ』へのチャレンジが非正規労働者も含めたすべての県内労働者の労働条件を改善し、ゆとりある暮らしを育むことができるかどうか問われています。また、男女間の賃金格差を解消し、ジェンダー平等社会の実現が求められています。

(1) 「『新しい豊かさ』へのチャレンジ」について

1) 「カーボンニュートラル産業拠点の創出を強力に推進するため、企業連携の先導モデル構築や金融支援等に取り組み、全国に類を見ない大規模設備投資を支援する新たな基金を創設」「圏央道周辺地域の『坂東山地区』において新たな工業団地を造成」とありますが、こうした取り組みによって、雇用をどれくらい増したいと考えているのかを明らかにすること。労働組合としては、雇用創出につながらない大企業支援ではなく、県民の医療・教育・福祉等の生活支援を充実させるべきと考えます。

【回答】

2) 「『新しい豊かさ』へのチャレンジ」で、「ゆとりある暮らしを育み、新しい豊かさを目指す」とあり、これは昨年も同様の目標が掲げられました。「ゆとりある暮らし」を実現するためにはジェンダー平等社会の実現をめざし、男女間の賃金格差を解消する必要があります。この点についての県の見解を明らかにすること。

【回答】

(2) 会計年度任用職員の「働き方改革」の取り組みについて

1) 県庁（出先機関を含む）で働く会計年度任用職員の2022年度の労働条件等を明らかにするためフルタイム雇用・パートタイム雇用に分けて人数、勤務時間（労働時間）、時給

などを一覧表にして明示すること。

【回答】

2) 「同一労働同一賃金」に関して、県で2022年4月から始めた会計年度任用職員対象の休暇制度等新たな取り組みがあれば、明らかにすること。

【回答】

3) パワハラ防止に向けた研修会は、2021年度いつ誰を対象に実施したのかを明らかにすること。実施した研修会の参加人数も明らかにすること。

【回答】

4) 2021年度の県庁職員対象にパワハラ防止のために設置した相談窓口の利用者数を明らかにすること。

【回答】

(3) 茨城県の最低賃金を今すぐ1000円以上に

茨城県の最低賃金は、昨年10月から28円引き上げられて879円になりました。しかし、全国加重平均の930円に比べると51円低く、関東では群馬県に次いで2番目の低さです。県でも、「本県の最低賃金額は全国16位、近隣県と比較しても低い水準にある」という問題意識を持っていることが、昨年の茨城地方最低賃金審議会への意見書でも明らかにされています。

1) 過去2年間、大井川和彦県知事名で最低賃金の引き上げを求める提案要望書「本県最低賃金の改正について」を茨城県地方最低賃金審議会に提出していただきました。本年も、大井川知事名で要望書を提出していただくこと。また、栃木県との格差ではなく、東京や神奈川との格差を問題にして、茨城県の最低賃金を今すぐ1000円以上に引き上げることを県知事名で求めること。

【回答】

2) 最低賃金の引き上げに関して、2021年度に土浦市議会は茨城労連の請願を採択しました。請願に賛成してくださった市議さんは「私は長年中小企業を経営してきたが、社会保険料の自己負担が大変で賃金を上げることができなかった。しかし、賃金を上げないと優秀な社員が雇えなかった。中小企業支援を充実させて、最低賃金をあげても経営に困らないようにすべきだ」と意見を述べられました。

最低賃金の引き上げを具体化するためには中小企業や小規模事業者に対する税や社会保障の減免などの具体的支援が欠かせません。国に対して、最低賃金の引き上げとあわせて中小企業等支援の充実を求めること。また、県独自の中小企業等支援策を検討すること。

【回答】

(4) 県職員の正規職員を大幅に増やすこと

茨城県人事委員会勧告では、「それでもなお恒常的に長時間の時間外勤務を行わざるを得ない場合にあっては、業務量に応じた要員が確保される必要がある」という記述がありました。

長時間労働の原因は、自然災害やコロナ禍の中で仕事が増え、人手不足が常態化しているためです。

1) 今年度の新規採用職員数、社会人採用の人数が何人だったかを明らかにすること。また、来年度の計画も明らかにすること。

【回答】

2) 県庁(出先機関含む)で働く正規職員の今年の初任給の金額を明らかにすること。来年度の初任給引き上げの計画があれば明らかにすること。

【回答】

3. 「個人の尊重」を貫く障がい者・高齢者行政を

(1) 障がい児(者)への対応

1) 入所機能を備えた地域生活支援拠点の設置が県内全市町村もしくは全圏域単位で完了するように推進すること。

【回答】

2) 事業所数の推移を提示すること。

【回答】

3) 障がい児(者)が暮らしの場を選択できるよう、訪問系サービス、グループホームや入所施設、通所施設などの社会資源を拡充する施策を講じること。

【回答】

4) 障がい者関係の予算を大幅に増額し、施策の直接的な担い手である市町村を財政的に支援すること。

【回答】

5) 新型コロナウイルス感染症の影響で運営状況が悪化している事業所の状況を考慮し、積極的な支援を行うこと。

【回答】

(2) 高齢者に対する交通支援の拡充を

1) 運転免許証の自主返納者に対する支援をより充実させること。県としての具体的支援策を明らかにすること。

【回答】

2) 自動車運転への不安軽減と事故防止のため、「後付けの安全運転支援装置(ペダル踏み間違い急発進抑制装置)」等の購入設置にかかる費用助成を充実し推進すること。

【回答】

- 3) 地域の公共交通維持・拡充に向け財政的な支援を行うこと。

【回答】

- 4) バス路線廃止前に何らかのサービスをつくった事例のなかで、特徴あるものを示すこと。

【回答】

4. 生活困窮者対策、生活保護行政の充実をめざして

(1) 生活困窮者対策

- 1) 生活困窮に陥った個人事業主や請負・フリーランスなどへの支援を拡充すること。

【回答】

- 2) 住まいをなくした生活困窮者の実態をつかむとともに、安定した住まいを提供するしくみを構築すること。

【回答】

- 3) セーフティネットの確立のため、生活困窮者に対する相談窓口を充実させ、必要な支援策に利用者をつなぐなど、総合的なアセスメントを行なう機能を整備すること。

【回答】

(2) 生活保護行政の充実

- 1) 生活保護ケースワーカーについては、外部委託をおこなったり、会計年度任用職員を含む非正規職員をあてることなく、正規職員が担い、公的責任において実施すること。

【回答】

- 2) 生活保護ケースワーカーの担当世帯標準数を遵守するよう福祉事務所に対して助言すること。

【回答】

- 3) 生活困窮者自立支援法により生活保護の申請権を阻害しないよう徹底すること。また、申請者に対する申請書交付拒否、プライバシー侵害の一括同意書の徴収など、「面接水際作戦」がなくなるよう必要な助言を行うこと。

【回答】

- 4) 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」の一部改正（令和3年3月30日付社援保発0330第2号厚生労働省社会・援護局保護課長）に基づき、一定期間疎遠であり、要保護者が扶養照会を拒む場合には、意向を尊重し実施しないよう徹底すること。

【回答】

- 5) 生活保護法本来の運用を徹底し、漏給をなくするため、「ホームレスに対する生活保護

の適用について」（平成15年7月31日付厚生労働省保護課長通知）「雇用状況悪化に対する福祉事務所の相談援助体制について」（2008年12月22日付、東京都）などに基づく運用を行なうよう、福祉事務所に対し助言すること。

【回答】

5. 「公契約条例」制定にむけて一日も早い検討を

地方公共団体の事業・業務の民間委託の広がり、公的施設における指定管理者制度の導入、競争入札の拡大が進む中、委託料や入札価格が大幅に低下しています。その結果、委託・入札企業に働く労働者の賃金・労働条件の低下や雇用不安を引き起こすだけでなく、委託企業の安定的、継続的な事業実施を困難にさせ、地方公共団体が提供する行政サービスに関わって、ときに住民生活へ大きな混乱や被害をもたらします。

また、大手企業が安価で委託を請け負うことは、もともと地域に根ざして活動している地域企業の衰退につながり、地域の経済、雇用にダメージを与えることになりかねません。

「官製ワーキングプア」の問題が取り出さされる中、労働者の賃金を守り、雇用に安定させる公契約条例の必要性はますます増しています。

(1) 茨城県発注の工事等で、委託料や入札価格が低下しているような事例はないのですか。現状を明らかにすること。

【回答】

(2) 地域経済を守り、労働者の賃金を守るため茨城県として公契約条例を制定すること。

【回答】

6. 地域の宝、小規模企業・家族経営を潤す産業振興を

(1) 消費税率の10%への引き上げと新型コロナウイルスに加えて、原材料不足や物価高騰で中小業者の経営は危機が深まっています。2月にロシアのウクライナ侵攻が始まってからは原材料不足と物価高騰に拍車がかかっています。上記のような状態が改善されないまま2023年10月からインボイス（適格請求書）制度が導入されて消費税の納付を義務づけられると、中小業者は壊滅的な打撃を受けてしまいます。原材料不足と物価高騰に対しても実効性のある直接支援を行っていただくことを強く求めます。

1) 中小業者の置かれている状況はロシアのウクライナ侵攻が始まって以降は大きく変わっています。実態がどうなっているかを把握しているか、把握している内容を明らかにすること（直接調査したか、商工会議所・商工会等の調査を集約したものかは問わない）。把握していない場合は早急に把握すること。

【回答】

2) コロナ感染が収束する見通しが見えないなか事業者に対する県の直接支援が引き続き行われていることは高く評価しています。さらに利用しやすく実効性のある支援策を求めます。

①県が行っている給付金等の支援策は飲食業など不特定多数の消費者と対面で接する業種に限定されていますが、消費者と直接関わらない事業者同士の取引でもコロナ禍の影響はあります。業種を限定しない支援を行うこと。

【回答】

②時短営業や感染対策の影響で飲食業の営業は困難が続いている一方、食糧援助を利用する人も多くいます。宿泊施設の客室稼働率が茨城県内では22.3%（観光庁・令和4年2月分宿泊旅行統計調査）となっている一方で、入院も宿泊療養もできない新型コロナウイルス感染症患者がいました。食糧援助のとりくみに地元の飲食店を活用する、またコロナ患者の療養に地元の宿泊業者を活用するといったようにコロナで困っている人への支援と地元業者の経営支援を両立することは可能です。コロナで困っている人への支援と地元業者の経営支援を両立する施策を実行すること。

【回答】

③税金や社会保険料の減免、その他固定的経費の負担を軽減する緊急対策を実施すること。

【回答】

④中小企業は茨城県において企業数の99.9%を占め、従業者数の87.8%を担っていることは昨年の要求書に対する回答において県当局が述べています。とくに地域に住み地域に密着して事業を行っている零細事業者が雇用を維持できなくなるだけでなく廃業に追い込まれると、雇用主であった人も含めて失業者は増えることとなります。昨年の要求書でも述べましたが、雇用拡大の施策として行う県外からの企業誘致に対して最大50億円を補助する事業は県内雇用者増が1000人程度で実効性に疑問があります。企業誘致への補助金事業は中止するか大幅に補助金額を減らして中小業者への直接援助を行う財源を確保すること。

【回答】

⑤今回のコロナ禍では市町村でも様々な中小業者に対する直接支援を行うようになりましたが、市町村によって支援の程度はさまざまであり、支援制度自体がない市町村もあると思われれます。市町村ごとに支援制度の創設と支援内容の格差を是正するよう市町村に指導・援助を行うこと。

【回答】

3) 茨城県新型コロナウイルス感染症対策融資について、令和4年度においてどのような改善がなされているか明らかにすること。

【回答】

4) 県総合計画の「活力ある中小企業・小規模事業者の育成」に係る各種施策の令和4年度における具体的な内容を明らかにすること。大企業中心の経済を転換し、中小業者を経済の柱に据えて人・モノ・資金を地域で循環させる経済とすること。

【回答】

(2) 県内建設業者の支援について

1) 茨城県が住宅リフォーム助成制度を創設すると共に、県内全市町村が住宅リフォーム助成制度を実施するよう指導すること。また、地域工務店等に行った支援策の令和3年度の実績を明らかにすること。

【回答】

2) 県内製材業者の育成と支援のために、地元の建設会社や工務店などが県内の木材を使用した住宅などを新築して、地域の住民に提供するという「地域内循環」を目標とした取り組みの令和3年度における進展について、以下の点から明らかにすること。

①造林面積の拡大

【回答】

②直交集成板（CRT）の普及へのとりくみ

【回答】

③宮の郷工業団地（常陸太田市）での製材量

【回答】

④融資制度以外の新しい施策

【回答】

3) 自治体が小規模事業者を直接支援できる、小規模工事登録制度の県内市町村創設状況を示すこと。県内全市町村が小規模工事登録制度を創設するよう指導すること。

【回答】

(3) 小規模企業振興基本法の具体化について

小規模企業基本法は、小規模企業(従業員5人以下)が地域経済の支え手や雇用の担い手として大きな役割を果たしていることに着目し、小規模事業者の持続的発展を支援する施策の立案に国と地方自治体が連携して講じる責任を明記しています。

1) 小規模企業振興基本法の具体化および茨城県商工労働観光審議会でのPDCA進捗管理について進捗状況を示すこと。

【回答】

2) 従業員5名以下の県内事業者数について、令和3年経済の調査結果を速やかにまとめ公表すること。

【回答】

3) 茨城県商工労働観光審議会に茨城県商工団体連合会を小零細事業者の代表として加えること。

【回答】

(4) 全国商工団体連合会が2021年9月に行った調査では、消費税を売上・単価に100%転嫁することができていない個人事業者は41.1%になります。またインボイス制度が実施されたときの影響として、消費税納付の体力がなく廃業を考えざるを得ないと回答した免税業者は28.6%ありました。今年4月に行った緊急アンケートでは、原材料・仕入れ値が1年前と比べて上がっていると答えた業者は78%、原材料・仕入れ値の上昇分の価格転嫁を一部のみを含めてできていない業者は合計76%となっています。消費税納付の体力を持っていない業者は多いと考えられます。中小業者の経営を守るためにもインボイス制度の導入を中止し、消費税の税率を引き下げるよう国に要望すること。

【回答】

7. 中小業者と地域経済に貢献する金融制度を

融資条件の拡充や保証料補助の新設、融資利率の引き下げ等で中小企業の事業活動や経営安定に必要な資金調達を支援することは、コロナ禍でいっそう役割が増しています。

(1) 金融機関に対し、融資審査、条件変更等について迅速かつ柔軟に対応するよう要請しているとのことですが、その内容を明らかにすること。また、金融機関が要請に沿った中小業者への支援を行っているか経営者保証ガイドラインに基づいた対応を行っているか把握すること。

【回答】

(2) 消費税は価格に転嫁できていなくても商売が赤字でも納税義務があり中小業者にとっては過酷な税金ですが、昨今のコロナ禍でさらに納税が困難になっています。国税(料)が所得の10%~20%程を占めることも相まって、小規模事業者の税負担は大変な重荷になっています。県融資制度の融資審査で、税金完納要件を廃止すること、その前段階として税金完納要件を緩和すること。

【回答】

(3) 自治金融の利子補給、保証協会の保証料補給には自治体によりバラつきがあります。どの自治体で商工業をする場合でも同じように保障されるように、利子補給、保証料の補給を充実させるよう県から指導すること。

【回答】

8. 滞納整理は差押優先から納税者の生業とくらしに見合う徴収行政を

県民の生活を壊す滞納整理を行うだけでなく、滞納者を雇っているだけの他県の事業者が犯罪まがいの行為をして支払いを強要する茨城県租税債権管理機構のあり方について、真剣に再検討を行うべきです。

(1) 令和3年度の「茨城県多重債務者対策協議会」のとりくみ実績を明らかにすること。また同協議会とは別に機構を設置する必要性について見解を明らかにすること。

【回答】

(2) 茨城県と一部事務組合・茨城租税債権管理機構について。

1) 令和3年度は県職員を4名（事務局次長1名、課長3名）派遣し、1,700万円の補助金を支払っています。令和4年度も県職員の派遣と補助金支給を同様に行うのか、「県は構成員ではないから関与する立場にない」といいながら職員を派遣し補助金を支給する根拠について明らかにすること。

【回答】

2) 合同庁舎に入居している機構に対する家賃の免除は現在も継続しているのか、また支払うべき家賃の金額を示すこと。

【回答】

3) 市町村から移管される中には、機構に移管する必要のないものが含まれている可能性があります。それぞれの事案について移管が妥当か検討して妥当でない場合は市町村に差し戻すこと。

【回答】

4) 滞納者には多重債務や、複合的な問題を抱え生活に支障をきたしていることがあります。税金を無理に返済させ、返済する過程で無くした暮らし・家族を滞納者の自己責任として放置してしまう冷たい県行政とならないよう、機構に派遣する職員に対して指導すること。

【回答】

(3) 機構の存在及び活動について法令上の根拠を明らかにすることを求めると、県当局は一部事務組合について規定した地方自治法第292条を「根拠」として回答します。しかし、同条文からは機構が滞納税徴収を行う権限が与えられている旨を読み取ることにはできません。以前から指摘してきたように、県当局は「地方税法等関連法令に基づき」といいながら地方自治法第292条以外に具体的な法令や条文の根拠を一切示しません。根拠があるのであれば地方自治法第292条以外の法的根拠を示すのが当然です。機構規約第3条が認められる根拠は何なのでしょう。そもそも機構の設立は法的根拠のない無効なものではないのでしょうか。あらためて機構の存在及び活動について「〇〇法（施行令、施行規則）〇条〇項」といった形で法令を明示するか、あるいは行政解釈や問い合わせに対する国からの回答を明示して機構の存在と活動が法的に認められる根拠を明らかにすること。

【回答】

(4) 一昨年 of 要求書への回答に対する再質問及び昨年の要求書で、機構を設立する際

に①一部事務組合が税徴収業務を行うことや強制的な徴収を行う権限を与えることが妥当か、②県および県民が機構を管理するしくみをどうするか、③機構が犯罪あるいは県民に対する不当な不利益を与えた時に県は責任を負うか、などの論点についてどのような議論を行ったのか記録を明らかにすることを求めました。②については行政不服審査会等が設置されている旨の回答がありましたが、①③については疑問とかみ合った回答があったとは認識できません。その他にも茨城租税債権管理機構や滞納処分については全般的に要求や疑問にかみ合った回答をされていないと判断しています。滞納処分のあり方についてあらためて議論をお願いします、茨城租税債権管理機構は設立許可を取り消して解散させること。

【回答】

9. 空き家は、地域活性化の有効な資源としての利活用を

(1) 空き家の改修工事・解体工事を、県内事業者が発注施工、工事資金調達も県内金融機関を利用する、事業者融資の信用保証は県の制度を使うなどの要件で、空き家対策と県内事業者の仕事起こしをつなげる制度創設を検討すること。

【回答】

(2) 改正「住宅セーフティーネット法」に伴う「空き家登録制度」「住宅改修費用の助成」「低所得世帯の家賃補助」の施策の令和3年度の進捗状況を示すこと。

【回答】

10. 農業・食料危機にふさわしい対策を

気候変動やコロナ禍等により、世界的に食料生産や食料流通が不安定になり、ロシアによるウクライナへの侵略がさらなる打撃を与えています。輸入に頼ってきた食料、肥料、飼料、燃油、資材が高騰し、調達そのものが困難になっているものもあります。持続可能な地域循環型のアグロエコロジーが求められています。

米価暴落と合わせて農業経営はかつてない危機に瀕しています。食料自給率向上の課題が緊急性を増しているときに、国は、水田活用交付金の引き剥がしを強行し、生産基盤を掘り崩そうとしています。県がかつてない農業支援を決断することを求めます。

(1) 持続可能な地域循環型農業の推進について

1) 有機農業・自然農法など持続可能なアグロエコロジーが主流となるよう県として位置づけ、県農業総合センターと連携し、アグロエコロジーにもとづいた農業技術の提案や農家間の技術交流を推進すること。

【回答】

2) 普及センターの土壌診断を農家負担なくできるように、普及員を増員すること。

【回答】

3) 県内の食物残渣や森林・竹林資源等を堆肥化、燻炭化して農家に供給する体制を確

立し、普及すること。

【回答】

4) 畜産から出る糞の堆肥化、尿の液肥化など農家への供給体制を確立し普及すること。

【回答】

5) 国の「みどりの食料システム戦略」が大規模農家に偏重しないように国に求めるとともに、県として、小規模家族農林漁業への支援強化を位置づけること。

【回答】

(2) 肥料・飼料・燃油等の高騰対策について

農業生産に必要な肥料・飼料・燃油・資材を確保し、必要経費の増加分を補填する支援を行うこと。

【回答】

(3) 水田活用交付金と価格補填等について

1) 水田活用直接支払い交付金の条件見直しを撤回するよう国に求めること。

【回答】

2) 暴落している米や自給率が低い麦・大豆などの価格補填などの支援を県として拡充すること。

【回答】

(4) 新型コロナ対策について

1) 国に事業復活支援金の拡充を求めるとともに、県として、事業復活支援金の対象から漏れる農家への支援を行うこと。

【回答】

2) 新型コロナにより外国人実習生の入国が制限され、農業生産を縮小せざるを得ない事例が生まれています。農業労働力を確保するための対策を行うこと。

【回答】

(5) 病原菌や雑草の防除について

サツマイモ基腐病やナガエツルノゲイトウは農家にとって脅威です。県内での発生を抑えるための監視と啓発を含め、防除体制を強化すること。

【回答】

(6) 農業機械の盗難対策について

農業機械の盗難は農家にとって死活問題になります。共済掛金への補填や地域防災対策の強化など対策を行うこと。

【回答】

(7) 食糧自給率を上げること

1) 昨今のコロナ禍や国際紛争により、食料自給率 38%の日本が輸出規制等で食糧危機に陥ることが顕在化しています。食の安全保障の観点から、自給率を上げる為の生産者への補助金増額や新設を行うと共に、農産物を買入れ、生活困窮者へ配給すること。

【回答】

2) 国にも同様の要請をすること。

【回答】

11. 一刻も早い医療後進県からの脱却を

(1)新型コロナウイルス感染のクラスター対応強化を

1)今年に入ってから、医療機関だけでなく小・中学校や保育施設、高齢者施設、障がい者施設におけるクラスターが多発しています。また、新規陽性者のうち0～30歳までの比率が6～7割となっています。これにより茨城県の感染者数は下がりきらず、第7波の到来が懸念されています。クラスターを深刻化させず、またその家族への感染や生業への影響を最小限に抑えるため、次の検査に対し財政補助を行うこと。

①クラスターが発生した上記の学校・事業所および医療機関が「濃厚接触者」以外の者に自主的に行った PCR 検査および抗原・抗体検査。

【回答】

②当該事業所の従業員および利用者・児童の家族が希望した PCR 検査および抗原・抗体検査。

【回答】

2)茨城県は今年3月に過去最高の感染者数を記録し、保健所職員の疲弊や人員体制等の理由による保健所の対応能力に懸念が出ています。東京都では保健所が濃厚接触者の追跡を縮小し「みなし陽性」が導入される事態となりました。茨城県でも同様の事態とならないための対策を示すこと。

①今年1月からの各保健所担当職員の労働時間を示すこと。

【回答】

②今後の感染拡大に備え保健所職員の増員をすすめ、職員の負担軽減と一層の機能強化をはかること。

【回答】

3)依然として PPE（個人防護具）が不足している事業所もあります。PPE の支給および費用補填の対象を、コロナ患者の受け入れ病院だけでなくすべての医療機関や介護施設とし、十分行きわたるだけの量を確保すること。

【回答】

4) 第7波あるいは第8波に備えて、検査キットやワクチン検査パッケージを拡充できるよう準備すること。

5) ワクチン検査パッケージ（6月30日まで無料と県が発表）を延長すること。

今年1月～3月に薬局にて無料の検査を実施しましたが、その後検査キットが不足し中止になりました。地域によっては実施している薬局がなく、検査を受けられないケースも散見されました。

① 再度の感染拡大に備えて、薬局もしくはその他の場所での無料の検査が実施できるよう方策を整えること。

【回答】

6) 2年にもわたる緊急事態体制で奮闘する医療機関に対し、空床補償などの財政支援を引き続き行うこと。

【回答】

7) 高齢者施設や障がい者施設に対し、クラスター発生等による財政支援を行うこと。またそのための財政措置を国に要求すること。

【回答】

8) コロナ禍の長期化により雇用情勢の悪化が懸念されており、さらに有病者の就業は一層厳しいものとなっています。私どもの調査（別添）においても、糖尿病やがん、呼吸器疾患等に経済的困窮や無保険状態が重なった場合、受診遅れによる死亡につながりやすいことが明らかになっています。生活保護受給条件の問題もあり、助かるいのちがみすみす失われるケースが後を絶ちません。経済的困窮者の医療を保障するため（経済的事由による手遅れ死亡を防止するため）、医療保険各法の規定による患者負担分を公費で助成する県独自の医療福祉制度の対象範囲を小児、妊産婦、ひとり親及び重度心身障害者以外にも拡充すること。もしくは無利息の医療費貸付制度等の救済制度を検討すること。

【回答】

(2) 医師や看護師、介護士、保健師などの数について

1) 医学部定員削減に反対すること

昨年成立した「改正医療法」では、2023年度以降の医学部定員数を削減（地域枠を拡大）していくこととなっているが、根拠となる医師需給推計も医師の労働時間は過労死ラインの2倍にもなる働き方が前提となっています。茨城県は人口10万人当たりの医師数が依然として全国最下位レベルであり、将来的にも医師不足解消は容易ではないことから、引き続き医師養成定員を減らさないよう国に要望すること。

【回答】

2) 看護師、介護士、その他医療介護スタッフについても、養成人数、就業人数を確保する政策を行うこと。また国にそれを要望すること。

【回答】

3)医療介護職の就業状況の変化について

①「コロナ禍」を経て、就業状況に変化があればその実数や分析を示すこと。また、それを踏まえた上で、就業者をどのように確保するか方針を示すこと。

【回答】

②昨年回答で「院内保育所」の運営費補助の支援をしたとありますが、実績をしめすこと。

【回答】

(3) 茨城県医師確保計画の進捗状況について

1) 全国平均の半分にも満たない常陸太田・ひたちなか、鹿行、筑西・下妻の医療圏における医師確保状況、および全県における産科、小児科について令和3年度の医師確保状況を簡潔に示すこと。

【回答】

2) R3年度の県内高校生の医学部進学と県内への定着状況について簡潔に示すこと。

【回答】

(4)地域医療構想について

厚生労働省が2020年1月に公表した「再編・統合の議論が必要と判断した440病院」には感染症指定医療機関が53カ所も含まれていました。また、地域医療構想による病床削減を進めた大阪府では、症状が悪化しても入院できない「医療崩壊」がおき、「自宅療養死」は28人（2021.6現在、その後調査なし）にものぼり、医療現場では「いのちの選別」（トリアージ）が行われました。「自宅療養死」は28人（2021.6現在、その後調査なし）にものぼりました。茨城でも1名が「自宅療養」中に亡くなっています（「基礎疾患があったが入院不要」との判断）。他県の自治体からも、コロナ禍で医療機関の再編・統合を進めることに大きな懸念が示されました。

1)病床数の推移について下記の表にご記入ください。

<病床数の動き（病床機能報告制度結果）> ※公表されている最新の数値

医療機能	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
高度急性期	1,791	1,827			
急性期	13,811	12,715			
回復期	2,260	2,624			
慢性期	6,426	5,960			
休棟中等	1,237	1,046			
合計	25,525	24,189			

2) 各2次医療圏における地域医療構想調整会議での「再編・統合」の進捗状況を簡潔に示すこと。

【回答】

3) 昨年の回答では、この440病院に含まれる本県の笠間市立病院、水府病院、村立東海病院、国立病院機構霞ヶ浦医療センターについて、「あらためてあり方の検討を進める」とありましたが、その後の検討状況を示すこと。

【回答】

4) 茨城県の医療機関に給付された「病床削減支援給付金」について、これまでの総額を示すこと。

【回答】

5) 地域医療構想の推進による病床削減を中止すること。

【回答】

(5) 安心できる高齢者の医療・介護について

1) 介護報酬、介護保険料について

① 年間の介護事業所の増加数・減少数について、直近のデータを示すこと。また、減少の原因を示すこと。

【回答】

2) 介護・障害福祉職場の労働条件の改善について

① グループホームや小規模施設での1人夜勤について

この間、安全対策上の問題点（例：避難誘導は1人では出来ない）、労務管理上の問題点（例：1人夜勤では休憩・仮眠は取れず、実質「手待ち時間」になっており労働基準法に抵触する恐れがある）など、いわゆる「1人夜勤」の問題を取り上げてきました。例えば、夜勤の拘束時間が8時間であれば交代要員が来るまで休憩時間の取得を延期することは可能ですが、夜勤時間が12時間や16時間など長時間の場合は休憩や仮眠が取れずに働くことは法的にも問題です。「加算」で対応しているとの回答ですが、加算ではなく「基礎」にすべきと考えます。改めて介護保険法の人員配置基準を「1人夜勤」から「複数夜勤」に変更するよう国に意見を上げること。

【回答】

② 介護・障害者福祉施設への看護師の日雇い派遣について

2021年1月29日、厚生労働大臣の諮問機関にあたる労働政策審議会の部会で、介護・障害者福祉施設への看護師の日雇い派遣を認める労働者派遣法の政令改正案が了承されました。そもそも「日雇い派遣」は、適正な雇用管理が行われず、労働災害が多発していたことや、低賃金で不安定な雇用の原因となっていたことなどから、2012年の労働者派遣法の改正によって原則禁止とされました。

介護施設等で看護師の確保が困難となっているのは、労働時間の管理や労災防止措置などが不十分な労働環境と、低廉な賃金が根本的な原因であり、「日雇い派遣」の解禁では根本原因を放置することになりかねません。そして何より、利用者の個別性を尊重し多職種によるチームケアを重視する介護現場に「日雇い派遣」労働を導入することは、利

用者や派遣される看護師、その他の職員に混乱と負担をもたらすことにもなりかねません。介護・福祉現場の人材確保をめぐって、さまざまな形で対策が打ち出されていますが、いずれも人材不足の根本的原因である労働環境と処遇改善から目を背けるもので、同時に労働者や利用者に一方向的な負担を強いるものです。

(ア) 社会福祉施設への看護師の日雇派遣が2021年4月1日より施行されましたが、県内の状況について事業所数や就業者数などの具体的な数値も含めて説明し、県の見解を示すこと。重ねて、県として、社会福祉施設への看護師の日雇派遣の解禁に反対する意見を国に挙げること。

【回答】

(イ) 看護師や介護従事者が働き続けられる大幅増員や介護報酬引き上げ、保険料や利用料負担軽減などを行うこと。

【回答】

12. 「皆保険」をまもり国民健康保険制度を再生させる

新型コロナウイルスの感染が広がって「医療崩壊」もいわれるようになりました。この間の社会保障削減で安心して医療を受けられなくなったことが一つの要因ではないかと考えます。安心して医療を受けられるようにするために国保が生存権を保障する社会保障制度としての機能を果たすことができるようにする必要があります。

(1) 国に対する大幅な財政支援拡充を継続して要請されていると考えますが、この1年間の状況を明らかにすること。

【回答】

(2) 平成2年度と令和3年度の保険料(税)額の比較した結果を明らかにすること。

【回答】

(3) 市町村が納める県への「納付金」が過大にならないよう県が国保会計への補助を強化し、保険税(料)の引下げにつながるようにすること。市町村が国保へ補助しようとしたときには妨げないようにすること。

【回答】

(4) 県として国保料(税)の高額化を克服するために今年度は具体的にどのような努力をされているか、明らかにすること。

【回答】

(5) 担税能力に応じた課税と納税への理解を得る努力、減免制度の活用などを通じて、徴収強化とならないようにすること。

【回答】

(6)子どもが多ければ多いほど負担が増えて少子化対策にも逆行する「均等割」の廃止に向けた取り組みの令和3年度における進展を明らかにすること。また現在均等割負担に苦しむ加入者の負担軽減のために、県の財政援助による均等割の減免を行うこと。

【回答】

(7)小学校6年生までとなっている外来への助成を入院と同様高校3年生まで拡大するなどマル福制度を拡充・充実させること。

【回答】

(8)国保料(税)減免制度の周知について、インターネットや県、市町村広報に限定するのではなく、窓口や直接訪問して国保加入者と対応する際に減免制度を周知徹底するとともに、払える国保料(税)となるよう減免制度の拡充を市町村に助言するよう要求してきました。コロナ禍のなか国保料(税)の減免や納付猶予の特例を国が行っているのに市町村が応じない事例があり、その要因として制度を熟知していない可能性があること報道されており、市町村に対する県の助言はますます重要性を増していると考えます。この1年間でどのような進展があったか明らかにすること。

【回答】

(9)各市町村の被保険者数、滞納額、滞納者数、短期保険証発行数、資格証明書発行数について最新の統計を明らかにすること(類似の調査結果があればその開示を)。滞納があるからといって安易に被保険者証を交付しないという対応を行うことのないよう市町村に助言すること。

【回答】

(10)新型コロナウイルス感染が昨年より広がっており、国保加入者が仕事を休まざるを得なくなり収入が途絶える事態が広がる考えられます。コロナ禍がなくても女性の国保加入者は出産による休業で収入が途絶えることが考えられます。国民年金では産前産後休業に伴う収入減があった際に保険料を免除する制度が創設されていますし、コロナ禍による収入減を理由とした保険料免除等の措置も行われています。国保に傷病手当・出産手当を創設するか、傷病や出産に伴う収入減に対する減免制度を創設すること。

【回答】

(11)国保料(税)の収納率が向上した保険者に交付金を与える「保険者努力支援制度」は通常であっても行うべきではないと考えますが、コロナ禍の現在にあっては従来に増して行うべきではありません。国に中止を働きかけること。

【回答】

13. 幼児教育・保育の「無償化」による矛盾を解決し、さらなる保育の拡充

(1) 保育所・認定こども園での集団感染から子どもを守るため、保護者が仕事を休んでも生活に支障がないよう、十分な休業補償等を行うこと。

【回答】

(2) 保育士・保育教諭の賃金を改善するため、全産業平均賃金との格差を抜本的に解消する実効性のある特別対策を緊急に行うこと。

【回答】

(3) 憲法、子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）、児童福祉法第24条第1項の「市町村保育実施義務」など、児童福祉法に基づき、国及び地方自治体は、子どもが豊かに成長、発達する権利を保障すること。また、国、自治体が責任をもって、すべての子どもが等しく保育を受けられるように、「子ども・子育て支援新制度」について抜本的な見直しを行うこと。

【回答】

(4) 国、自治体が保育の実施主体としての役割を果たして、保育を必要とする人が必要な保育を受けられるよう保障すること。

1) 国の待機児童の定義を、希望する保育所等に入れなかった子どもを把握できるように改めること。

【回答】

2) 希望者全員が居住する地域で入所できるよう、公立および社会福祉法人の認可保育所を増やし整備すること。また、そのための予算措置を十分講じること。

【回答】

3) 待機児童の解消を理由に、いわゆる「詰め込み」など最低基準の緩和を行わないこと。また、自治体として独自に最低基準を改善して運営している自治体に、国基準への引き下げ等による「詰め込み」の要請は行わないこと。

【回答】

4) 少子化等を理由とする認可保育所や公立保育所の統廃合等を行わず、現行の職員配置や施設を維持・改善して行き届いた保育を実現させるため、最低基準の改善や財政的な措置を国の責任で行うこと。

【回答】

5) 過疎地に対し、子どもが減少しても公立保育所を維持し続けられる予算措置を行うこと。

【回答】

(5) 子どもの豊かな成長・発達の権利を保障できない企業主導型保育事業を抜本的に見直すこと。また、既存の公的保育制度を最大限生かすことや、国・市区町村の責任による保育政策の拡充が図れるよう保育制度の改善・拡充と財源確保を進めること。

【回答】

(6) 保育士不足を解消し必要な保育士を確保するため、国、自治体の責任で抜本的な対策を行うこと。

1) 保育は有資格者で行うことを基本とし、「保育の質」を確保すること。

【回答】

2) 保育士は正規職員を配置することを原則とし、非常時にも対応できるよう配置基準を抜本的に改善し、有資格者を配置して、働き続けられる労働条件を確保すること。

【回答】

3) 公立保育所の非正規保育労働者の実態を調査し、正規職員との「同一労働同一賃金」原則を踏まえた抜本的な賃金・労働条件の改善を行うこと。

【回答】

(7) 公立保育所を公立のまま存続させ、拡充を図ること。

1) 市区町村の保育実施責任を後退させる公立保育所の民営化を行わず、公立保育所を拡充させるよう責任を果たすこと。

【回答】

2) 公立幼稚園の民営化及び直接契約となる認定こども園化の誘導や押し付けを行わないこと。

【回答】

(8) 施設等の最低基準を改善すること。

1) 国を上回る面積基準など、市区町村が保育の質の確保のために独自に定めている基準を尊重すること。

【回答】

2) 3歳児未満の給食・調理業務の外部委託は認めないこと。

【回答】

(9) 保育所等の運営費、施設整備費用を公費で十分に保障すること。

【回答】

(10) 施設利用や保育時間を改善すること。

1) 保育時間の「標準時間」「短時間」の区分をなくし、11時間に一本化すること。

【回答】

2) 直接契約施設において事業者が正式な利用申し込みを拒める「正当な理由」の内容について、市区町村が保育実施義務を果たし、保育に格差が生じないように見直しを行うこと。

【回答】

3) 育児休業取得により上の子を退園させることがないように、国として必要な措置を取り、自治体等に周知すること。

【回答】

(11) 障害児保育事業に、十分な財政を保障すること。

【回答】

(12) 医療的ケア児の受け入れにあたっては、看護師を配置すること。

【回答】

14. コロナ禍においても子どもの学ぶ権利を大切にすることを

(1) オミクロン株は子どもへの感染力も強く、県内の学校施設でもクラスターが多数発生しています。12歳以下へのワクチン接種も始まりましたが、アレルギーや副反応などの心配もあり保護者も不安を抱えながら対応しています。子どもから保護者への家庭内感染は止めることが難しく、濃厚接触者として外へ出ることも、働くこともできなくなります。

1) 教員の定期的 PCR 検査をしているか明らかにすること。

【回答】

2) 濃厚接触者は速やかに PCR 検査できるようにすること

【回答】

(2) 学校給食について

長引くコロナ禍や円安などロシアによるウクライナ侵攻も重なり、物価の高騰は家計を圧迫しています。また、格差が拡大し、毎日の学校給食が唯一の食事という子どももいる中、給食の充実が欠かせません。県として、学校給食の無料化を進める必要があります。

学校給食は、安心安全な食材で、子どもの健康と成長発達と食育教育の充実、また、地産地消、食料自給率を上げ、地球環境を守り、持続可能な社会を実現することにつながると考えます。

また、学校給食は、学校教育の一環としておこなわれ、セーフティネットの機能も有しています。また、国際情勢によって食の供給や安全がおびやかされないよう、公的な支えが求められています。文科省は4月5日の事務連絡で食

材高騰による給食費の値上げに対して「地方創生臨時交付金」を活用し、また、4月28日には局長名で、学校給食の負担軽減として、「必要な支援を迅速に行う」取り組みをと事務連絡を出しました。

1) 学校給食費を無償にすること。

【回答】

2) 食料品や配送コストの値上げによって、給食内容が削られたり、給食費の保護者負担が増えることのないように、県として公費補助すること。

【回答】

3) 学校給食のパンからグリホサートが検出されたことから、滋賀県や和歌山県では、教育委員会と農政が協力して、県産小麦100%の取り組みが進んでいます。基準内といえども発達過程の子どもたちの体への影響が心配です。学校給食パンの輸入小麦80%を段階的に減らし、県産100%にしていくこと、またそのような計画があるか明らかにすること。

【回答】

4) 輸入小麦使用の殆どのパンから、発がん性や様々な疾病を誘発するとの指摘のあるグリホサートが検出されています。一方国産のものからは検出されていません。

学校給食に、国産小麦粉を使ったパンを提供すること。

【回答】

(3) ゲノム編集食品トマト苗について

ゲノム編集食品の開発や栽培が本格化しており、筑波大教授が開発した「高GABAトマト」の苗を昨年5月から一般向けに無料配布、今年は福祉施設、来年は小学校へ無料配布予定で、トマト等の販売が始まっています。ゲノム編集食品は特定の遺伝子を切断して作られ、環境への影響や食品としての安全性の確認がされておらず、各地の市民団体の働きかけにより、苗の配付受け取りを止める自治体が出ています。

1) 茨城県に於いても、ゲノム編集トマト苗を受け取らないこと。

【回答】

2) 学校給食にもゲノム編集材料を使用しないこと。ゲノム編集トマト苗を使用しないよう、自治体に周知徹底すること。

【回答】

3) 流通にあたっては、消費者の選択権が保障される様、その確保に努めること。

【回答】

(4) 学校への無料の生理用品の設置について

去年、学校での生理用品のトイレ配置が県内の自治体でも進みました。県立高校等では、去年6月から試験的に生理用品の配置をしました。当時学校の予算の中の予備費で対応されていました。

1) 試験的な配置でどのような傾向があったのか、その後の配備状況を明らかにすること。

【回答】

2) 貧困対策ではなく、人権保障の立場に立って、物的にも、人的にも予算を立てて継続的に配置していくこと。

【回答】

15. 子ども現状を踏まえ、子どもの成長、発達を保障する学校教育の充実を

(1) 完全少人数学級（35人）を小中高校までの拡大を

茨城県は、2018年4月から茨城方式の35人学級を中学校3年生まで拡大・実施してきました。国は昨年から40年ぶりに学級編成標準法を改正して35人学級とし、5年かけて小学校の35人学級を実現するとしました。しかし中学校や高校は対象となっていません。

昨年度、共同運動の「茨城方式の35人学級をやめて、全小中学校で35人学級を実施した場合、茨城方式の35人学級に比べて予算的にはどれくらい増額になるのか明らかにすること」の要求に対する県教委義務教育課の回答は「現行制度と比較すると約18億円の増額を見込んでおります」というものでした。18億円が企業誘致などの予算に比べるとかなり低額であることが明らかです。

子どもの成長、発達を保障する学校教育の充実のためには、小中学校の統廃合ではなく、なによりもコロナ感染症対策を拡充し、子ども一人ひとりへのきめ細やかな支援を実現するための30人以下の少人数学級実現が急がれます。

1) 当面、茨城方式の35人学級をやめて、全小中学校で完全35人学級を実施すること。

【回答】

2) 特別支援学級に通う児童・生徒が普通学級との交流を行う場合、1クラスの人数に制限を設け、補助の教員を配置すること。

【回答】

3) 35人学級を実現するため、県独自予算で正規の教員を増やすこと。

【回答】

4) 感染症対策としても、国の責任で35人学級を中学校、高校で実現するよう県教育委員会として文部科学省に要請すること。また、中学校での35人学級の必要性について、県教育委員会がどのように考えているかを明らかにすること。

【回答】

5) 今年度、小学3年生が35人学級となり、その分増額された国からの措置費がいくらか明らかにすること、また、その増額された費用がどのように活用されるのか明らかにすること。

【回答】

(2) ICT教育に関する要求

1) 高校における学習用端末（タブレット等）の購入は、保護者負担ではなく、公費負担にすること。保護者負担であるために起きている各学校でのトラブルを明らかにすること。

【回答】

2) 公費負担ができない場合は、学習用端末の貸し出し対象者の基準を緩和し、当面、保護

者の収入が 500 万円以下の家庭は貸し出しの対象にすること。

【回答】

3) 高校生の保護者負担の Wi-fi 通信料を、公費負担にすること。

【回答】

4) 昨年から学習用端末を使った授業が始まりました。しかし、学習用端末の不具合の修理や設定などかなりの時間がとられている状態で、教員が学習用端末を使った授業に専念できていません。こうした現状を県教委としてどのように把握しているか、改善するかを明らかにすること。

【回答】

(3) コロナ対策について

1) 県知事による突然の休校措置を、今後行わないこと。

【回答】

2) 通常のカウンセラーではなく、ケア専門のコロナ感染対策の相談員を各学校に配置し、児童生徒に対する専門的なケアができるようにすること。

【回答】

(4) 全国学力テストについて

1) 全国全ての小中学校に実施を求める全国学力テストを、悉皆式から数年おきの抽出式の調査に改めることを文科省に申し入れること。

【回答】

2) 全国学力テストの県ごとの順位付けをやめさせ、教員が学習状況の改善や児童生徒の学力の保障に専念できるようにすること。

【回答】

(5) 教職員の長時間労働、過密労働の解消を

茨城県教育委員会は、「茨城県立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針に関する規則」を策定し、2020年4月1日から施行しました。茨城県教育委員会として定時出勤定時退勤を奨励するとともに、原則月 45 時間年 360 時間の上限規制を徹底させる必要があります。

1) 上限規制を徹底するためには、現行の仕事量を見直し、削減する必要があります。仕事量を削減するために教育委員会が行った具体的な取り組みを明らかにすること。

【回答】

2) 仕事量を減らすためには、人員増がなければ具体化は困難です。教育委員会が人員増についてどのような考えを持っているかを明らかにすること。

【回答】

3) 今後いっさい「1年単位の変形労働時間制」導入のための検討をやめること。

【回答】

4) 部活動による長時間労働を改善するため、部活動の練習時間に具体的制限を加え、部活動のあり方について再検討を行うこと。

【回答】

5) 部活動の外部委託について、県教育委員会がすすめる取り組みを明らかにすること。

【回答】

6) 部活動の外部委託費は、公費で実施すること。

【回答】

7) 教員自身が経験したことがない部活の顧問を強制され、教員が病気になったり、退職するような事例が生まれています。教員から部活顧問の希望をとる場合は、部活顧問を希望しない希望も可とするような措置をとるよう各学校を指導助言すること。

【回答】

(6) 高等学校に通う生徒の学びを保障し、教育条件の拡充を

1) 国に対して「高校授業料徴収の所得制限」を撤回し、高校授業料の完全無償化を国に求めること。

【回答】

2) 大学等進学者対象の国の給付型奨学金制度の対象にならない高校生を対象に茨城県独自の給付型奨学金制度を策定すること。

【回答】

3) 県内では公的交通機関が完全に撤退している地域が出てきていて、県立高校では、保護者負担のスクールバスを走らせて対処しています。国の補助制度がない現状にあっては、保護者負担のスクールバスに対する県の補助制度を新設すること。

【回答】

4) 授業料が実質無償になっている生徒が80%以上になっています。しかし、保護者負担である修学旅行や教材費が未納になってしまっている生徒がいて、卒業証書を卒業式に渡さないというような学校があります。保護者の教材費等の未納分を解消するため、実態を把握して、生活困窮者には県からの支援金を支給すること。

【回答】

5) 受益者負担を理由にした教育費の父母負担の見直しをおこない、教育費の父母負担を軽減すること。

【回答】

(7) 中高一貫校の現状について

1) 2022年度の中高一貫校の予算について、総額、使い道など全体像を明らかにすること。

【回答】

2) 中高一貫校で働く教職員の長時間労働の実態を明らかにすること。

【回答】

(8) つくば市内に県立高校の新設を

つくばエクスプレス沿線開発で人口が増え続け、つくば市では子どもの数が県内一になっています。つくば市内にはかつて6校の全日制高校がありましたが、現在は竹園、筑波、つくば工科高校の3校だけになり、水戸市(7校)や土浦市(5校)と比べて少なく、保護者からは「高校はどこに通わせたらいいの?」と不安の声が聞かれます。

1) つくば市の人口増加に伴い、つくば地域に県立高校を新設すること。

【回答】

2) つくば市周辺地域の県立高校への通学に関連して、通学時間帯(6時~7時台)のバスの運行及び増便をバス運行会社に申し入れること。また、通学のための社会実証実験バスの運行を試行するなど、通学環境の充実を図ること。

【回答】

3) 自転車道及び自転車通行帯を整備し、安全に通学できる環境を確保すること。なお、既設の自転車道と県道及び県管理国道の交差点において、未だに自動車優先となっている交差点は一旦停止を自転車道側から車道側に変更すること。

【回答】

(9) 18歳成人年齢の引き下げに伴う対処について

1) 成人年齢の引き下げに伴い、高校生の成人としての人権、自己決定権等の権利の保障を進めるため、生徒指導の在り方や校則の見直し等各高等学校の対処方針の策定を検討すること。

【回答】

2) 各高等学校での主権者教育の取り組みを把握し、各高等学校での授業実践を推進するため、主権者教育についての授業案等の情報共有を進めること。

【回答】

3) 成人年齢の引き下げに伴い、悪徳業者などからの高校生の詐欺被害の危険性が高まっています。詐欺防止のパンフレットなどを作成し、指導を徹底すること。

【回答】

(10) ヤングケアラーの支援について

1) 茨城県は2022年度の一般会計予算において、ヤングケアラー支援のために実態調査費を予算化しました。実態調査をいつ誰を対象にどのような形で行う予定か(行ったか)を明らかにすること。

【回答】

2) ヤングケアラーの原因は、若年の親世代の貧困と長時間労働にあります。学校においては、教材費等の保護者負担金を削減するとともに、生活困窮世帯に対する経済的支援を充実させること。

【回答】

(11) 学校の学校規模の過大・過密、教室不足を解消し、障害児教育の充実を

1) 国は2021年9月に、特別支援学校の設置基準を公布しました。しかし、既存校を設置基準の対象にしていません。茨城県教育委員会としては特別支援学校の1校あたりの生徒数が150名を超える場合は、学校規模の過大・過密を問題にして新校の設置を具体化すること。特に、つくば地区、鹿行地区の特別支援学校新設を早急に進めること。

【回答】

2) 令和2年3月に発表された「いばとくプラン」では、教室不足の解消を問題にしてはいますが、特別支援学校の学校規模の過大・過密を問題にしていません。昨年の回答では「慢性的に過密な状態が見込まれる学校について、校舎増築などを実施し、その解消を図ろうとしているところだ」とありました。しかし、校舎増築で生徒が増えれば、過密がますますひどくなるだけです。

ところで、「慢性的に過密が見込まれる学校」とはどこで、どのような状態になっているかを明らかにすること。

【回答】

3) 過大過密のため、教職員が給食の対象になっていない特別支援学校があります。教育的観点からも全ての教職員が児童生徒と同じ給食を食べられないのはおかしなことです。全ての教職員を給食の対象にするなど具体的改善を進めること。

【回答】

(12) 障害のある生徒にも18歳以降の学びの場（専攻科、大学、福祉型専攻科、生涯学習）の保障を

つくば市にある「福祉型専攻科シャンティつくば」は、①特別支援学校高等部や高校を卒業した知的障害や発達障害を持った青年の学び（青年期教育）の場、②一般就労（企業）や福祉的就労（福祉事業所）したにもかかわらず、不適応を起こし在宅となった方の人間性の回復の場、③福祉事業所に通ってるが、週に1日、2日利用して、文化的体験をすることで安定就労を維持していく場です。文科省の学校卒業後の障がい者の学びに関する有識者会議報告「障害者の生涯学習の推進方策について―誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会を目指して―」（2019年3月）で提案された「学校から社会への移行期の学び」に位置づきます。

1) 生涯学習を進めるために

知的障害や発達障のある青年には、普通の高校生のように大学への進学が保障されておらず、その上、地域でのスポーツ活動、書道や美術などの文化・芸術活動などが体験できる生涯学習の場が不十分です。

①障害者の生涯学習が遅れている現状をふまえて、格差を是正するための施策を考え

る「障害者のための生涯学習推進会議（仮称）」を設置すること。

【回答】

②県生涯学習センターにおいて、障害者と地域の方々が体験活動を通して交流している事業を、各市町村の公民館等の取り組みとして広げる施策をすること。また、格差是正のために、各市町村にある地域交流センター（公民館）の一つを、障害者の生涯学習（講座の開設 など）に特化した事業をする拠点とする施策を打ち出すこと。

【回答】

③県・各市町村の地域交流センター等で開設されている市民向け講座について、障害者も受講できる合理的配慮（手話通訳者などの配置）の有無、及び障害者向けの講座の開催の有無の実態を調査して公表すること。

【回答】

④県・各市町村の地域交流センター等で、障害者（特に遅れている知的障害者）を対象とした独自の講座を開設すること。

【回答】

⑤障害者のスポーツ振興の一環として、障害者スポーツ指導員を育成し、各地域で日常的にスポーツに親しめるよう、定期的なスポーツ教室の開催をすること。

【回答】

⑥国で取り組まれている「共に学び、生きる共生社会コンファレンス」と同様な取り組みを、茨城県でも実施すること。

【回答】

⑦県庁職員や警察官等、特に障害者とのかかわる人たちに、障害者（特に知的障害者、自閉症者など）と直接触れ合う交流の機会を設け、体験的に障害（者）理解を図ること。

【回答】

⑧大阪府では、「学校卒業後等の『学びの場』公表要綱」を策定し、府内の福祉型専攻科など特別支援学校高等部卒業後の学びの場をホームページで紹介しています。

大阪の HP

<http://www.pref.osaka.lg.jp/jiritsushien/jiritsushien/manabinoba3.html>

<http://www.pref.osaka.lg.jp/jiritsushien/jiritsushien/manabinoba6.html>

茨城県でも、障害者の生涯学習に関する情報提供として「茨城県生涯学習情報提供システム」を活用し、特別支援学校高等部卒業後の学びの場（福祉型専攻科など）を県のホームページで知らせること。

【回答】

⑨自立訓練事業を使った福祉型専攻科等の事業※1 の利用の弾力的運用の提案が、文部科学省と厚生労働省にたいし、関西広域連合の共同提案「障がい福祉サービス（特に『自立訓練（生活訓練）』）における利用期間の弾力的運用」が出されていました。茨城県においても、障害者の生涯学習の充実のために、福祉型専攻科（障害福祉サービスと連携

した学びの場)の利用期間の延長(弾力的運用)を国に要請すること、あわせて、その趣旨を市町村に周知すること。

【回答】

2) 特別支援教育の充実のために

障害者の権利条約第24条教育「5 締約国は、障害者が、差別なしに、かつ、他の者との平等を基礎として、一般的な高等教育、職業訓練、成人教育及び生涯学習を享受することができることを確保する」とある。また、学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議報告「障害者の生涯学習の推進方策について」(2019年3月)では、知的障害者にも、「特別支援学校等の学校を卒業した後、一般企業での就労や障害福祉サービスの利用のほか、一定の場において学習を継続する選択肢が欲しいとの希望が障害者本人や支援者にある」としています。

①上記の観点から、知的障害のある生徒にも、希望する者には、18歳以降の学びの場として、特別支援学校高等部に続く専攻科の設置をすること。

【回答】

②上記の観点から、試行的に県立大学等で、障害者の学びを保障する機会を設定すること。例えば、「神戸大学・学ぶ楽しみ発見プログラム」(知的障害者向け)、「訪問カレッジ・オープンカレッジ@愛媛大学」(重症心身障害者向け)があります。

「神戸大学・学ぶ楽しみ発見プログラム」<http://www2.kobe-u.ac.jp/~zda/KUPI.html>
「訪問カレッジ・オープンカレッジ@愛媛大学」

http://treasure.ed.ehime-u.ac.jp/syogai_gakusyu/visit-college/

【回答】

(13) 貧困などの理由で学ぶことのできなかつた人たちや外国人労働者の子どもたちの増加を踏まえた対策を

貧困などの理由で学ぶことのできなかつた人たちや外国人労働者、不登校の子どもたちの増加を踏まえ、県としても子どもたち若者に学びの場を積極的に作り提供していくことが求められています。

1) 常総市のような夜間中学校を他市町村でも開設すること。

【回答】

2) 外国人の生徒の学びを保障するため、石下紫峰高校と結城一高は2022年度から支援体制を強化することになりました。この取り組みのための予算総額と使い道などを明らかにすること。

【回答】

3) 今年度の「生活困窮者自立支援法に基づく学習支援事業」の実施市町村数等の現状を明らかにすること。

【回答】

4) 県内の無料塾に関する昨年度の回答では、無料塾を実施する場合 NPO 法人などに委託して、昨年度の委託料は 26,464 千円という回答でした。今年の委託料の金額を明らかにすること。また、実際に委託して実施できている無料塾は何校（市町村数も）あるかを明らかにすること

【回答】

16. 私学支援拡充にいつそうの努力を

学校は今やブラック職場の代名詞のようになっています。私学も例外ではありません。教職員の長時間労働は大きな問題であり、解決には適切な教職員の人数、適切な労働条件など条件面での整備が不可欠です。

ところが、私学では生徒数に対する専任教職員数の割合の漸減傾向が見られます。正規職員の採用に慎重にならざるを得ない理由として、少子化・生徒数の減少傾向が大きいと考えられます。これでは教職員の過重労働が解消される見通しが全く立ちません。

公立と私立では保護者の経済的負担に大きな差があり、経済的負担の公私間格差解消を第一に諮るべきです。関東各都県では国の就学支援金制度にさらに上乘せする形で、都県の単独補助を予算化しています。茨城県でも県単独補助を復活させることが求められます。

また、経常費補助の予算の確保は私学振興をはかるうえでの土台となる重要なもので、その目的は適切な教育環境を確保することにあります。茨城県は 2019 年度、『私立高等学校経常費補助金配分基準』を大きく変更しました。中でも生徒の成績等をもって査定するポイントに大きな比重を置いています。これは私学助成、とりわけ経常費補助の趣旨とは全く相いれないものと考えます。私学においては建学の精神に基づいた私学の独自性、創造性が発揮されるべきであり、生徒の成績によって経常費に差がつくような査定はやめるべきです。

私学には各校の努力だけでは解決できない問題が多くあります。そうした問題を解決するために、私学への一層の支援をお願いし、以下要求します。

(1) 学費の滞納や経済的理由による退学者を出さないよう、授業料軽減の県支出分を復活させること。就学支援金に上乘せする形で年収 590 万円未満世帯について 10 万円、590 万円～910 万円世帯に対しては 30 万円を軽減すること。910 万円以上家庭についても 10 万円を軽減すること。

【回答】

(2) スクールバス利用者の経済的負担を軽減すること。

【回答】

(3) 幼稚園・こども園の教育環境の整備や教員確保のための予算を拡充すること。特に

年少園児や預かり保育など手厚い見守りが必要な部分に対して補助を拡充すること。

【回答】

(4) 幼稚園・こども園の教職員の負担軽減を図ること。教職員については教材研究や研修の時間を無理なくとれるように、幼稚園部分と保育園部分の整備を図ること。

【回答】

(5) 適切な教育環境すなわち適正な教員数を確保するために、経常費補助の更なる拡充をすること。

【回答】

(6) 経常費の『特別加算』について、難関大学や医学部への進学実績、全国大会出場など、生徒の成績をもとにした査定基準項目を削除すること。

【回答】

(7) 私立小中学校の学費補助をさらに拡充すること。

【回答】

(8) 私立高校での生徒数に対して、適切な専任教員数が確保されるよう図ること。一人当たり生徒数が16人以下になるようにすること。

【回答】

17. 地球温暖化による異常気象、度重なる水害から、茨城県民の生命と財産、暮らしと安全を守るために

2015年の鬼怒川水害、2019年の久慈川、那珂川決壊を経験した茨城県は、その教訓を深く捉え、明日からの治水に生かすことが求められます。

災害に対しては、災害が発生した後の対応も重要ですが、何よりも災害を発生させない防止対策が求められます。

昨年の県回答は「国、市町村管理だから、県としての意見は差し控える」と言うたぐいの回答が多数あり、進行役からも思わず「回答として不適當」と言わざるを得ない場面がありました。県行政のあり方を問うているのですから、県としての主体的な答弁を求めます。県民の生命・財産を守るために、国の管理に関しては【県として国に何を要求するのか】、市町村管理に関しては【県としてどのように市町村を指導していくのか】と言った具体的な回答を要請します。

地球温暖化により豪雨災害も大規模化、頻発化していることは疑う余地のないことです。洪水浸水想定区域は2015年の水防法の改定で「1000年に1回」である「想定しうる最大規模の降雨」に条件を厳しくしています。その危機感を共有し、官民一体となって対策

を前進させることこそ必要です。

(1) 広域避難について

1) 昨年の回答で「常総市では、広域避難が可能となる避難先を住民に周知していると同っております」ということですが、「周知している」の根拠を示すこと。

【回答】

2) 広域避難協定書では、中学校区単位に市外避難先を指定しています。「私」は「どこに」避難すればいいか、事前に分かっているか、分らないとまずいなら、県としてどのように対処（指導・指示等）するかを明らかにすること。

【回答】

3) 昨年回答「避難先を居住地ごとに限定してしまうと、状況に応じた臨機応変な避難を妨げる可能性がある」とありますが、「限定」しているのは「協定書」です。「逃げ遅れゼロ」の方策の一つだと思います。県担当は「広域避難」をどう認識しているのですか。「逃げ遅れゼロ」に対する市町村への指示・指導を明らかにすること。

【回答】

(2) 災害弱者個別計画について

昨年の回答で『市町村を訪問し、計画策定に関わる取り組み状況を聴取するなど、実態把握に努めております』に再質問しましたが納得できる回答は得られませんでした。1年経過し、状況の説明と進捗に対する問題点、計画作成を進めるための県からの指導に関する具体的な内容を説明すること。

【回答】

(3) 耐越水堤防について

千曲川についての昨年回答は「国（国土交通省）、長野県の管理となっておりますことから、県としての意見は控えさせていただきます」でした。

私達が願っているのは「令和元年台風第19号の被災を踏まえた河川堤防に関する技術検討会報告書」で述べている「令和元年台風第19号（令和元年東日本台風）による洪水では、全国で142箇所（うち86%は越水が主要因）の河川堤防が決壊し、被害を防止・軽減することが求められている。河川堤防を越水した場合であっても、決壊しにくく、堤防が決壊するまでの時間を少しでも長くするなど人的被害を含めた減災効果を発揮する粘り強い構造の河川堤防（越水した場合であっても『粘り強い河川堤防』を目指す）」ということです。

どんな箇所が対象となるかについては「氾濫のリスク解消が当面は困難で、決壊すれば被害が甚大な区間」としており、リスクが高い区間とは、「川幅が狭くなる場所、川が曲がる場所、支流との合流地点など」となっています。

1) 茨城県知事と担当者は、この報告書について認識、理解しているか明らかにすること。

【回答】

2) 県の「国土強靱化計画」では河川改修率を高めるとなっています。耐越水堤防にすべき危険箇所がある河川は県内にあるのですか、ないのですか。あるとするならば、県はどんな方針を持っているか明らかにすること。

【回答】

3) 鬼怒川の「重要水防箇所」ではB評価ではあるが「越水」の危険性を指摘しています。大事なことは「越水による堤防決壊を防ぐこと」です。「逃げ遅れゼロ」のためにも対越水堤防は求められているのです。

鬼怒川においてリスクが高い区間「川幅が狭くなる場所、川が曲がる場所、支流との合流地点など」について、優先順位をつけて耐越水堤防工事をすること。

【回答】

4) 昨年の回答にあった『計画高水位以下で安全に流下させることを目標に現在進めている河川改修計画を着実に進める』に対し、計画堤防高（計画高水位＋余裕高さ）に目標変更の依頼をしたが、現在はどうなっていますか。冒頭にも記載した通り『1000年に1回』の想定の話をしている時代に、計画高水位の堤防工事は無意味極まりない。改めて改修計画は【計画堤防高】に変更すること。

【回答】

(4) ダムの緊急放流について

1) 岡山・真備での惨事からの教訓で、岡山では「緊急放流ではなく事前放流」に改善されたと認識しております。鬼怒川住民である私たちも「緊急放流」には危機感でいっぱいでした。「事前放流」が絶対必要です。県は真備の教訓を生かすために「放流」についてダム管理責任者と話し合っていますか。「放流」に関する基準・規定に問題はありませんか。職員は基準・規定を周知し、実行していますか。その確認を明らかにすること。

【回答】

2) 事前放流をして、生命財産を守る方針を県として具体化してください。具体化・実施しているところがあれば、どこで、どのようにしているか明らかにすること。

【回答】

(5) 河川法 63 条関連について

昨年この件についての具体的回答はありませんでした。現在県が負担している事業はありますか。ある場合、具体的に負担金とその内容を明らかにすること。

【回答】

(6) 流域治水について

流域治水とは「流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う」であり、県

も各プロジェクトに土木部・河川課が参加しています。昨年回答「当該河川は国（国土交通省）の管理となっておりますことから、県としての意見は控えさせていただきます」はプロジェクトに参加しているメンバーとして不誠実すぎる酷いものです。一方で「自助、共助」を喧伝しておきながら、県民一丸となって「流域治水」に取り組むことに背を向けていることとなります。流域治水への住民参加について県の主体的判断と取り組みを明らかにすること。

【回答】

(7) 被災者支援制度に関して

コロナ禍が続く中で、国民の生命、財産を守る第一義的な責任が政府、自治体にあることがはっきりしました。公助が必要であり、国も県も公助の施策を講じています。

「市町村の判断であり、県がとやかく言うべき立場ではない」というレベルではなく、県が率先して、熊本知事のように「最後のひとりまで見捨てない」と言い切ることです。（2022年4月14日熊本地震6年行事での発言）

1) 医療費等の減免制度

昨年の回答「減免額8/10以内県として交付」「県の交付金制度について、周知徹底」を評価します。「減免制度の必要期間」について、激甚指定の場合、最低で2年とすること。

【回答】

2) 災害援護資金

「最後のひとりまで支える」が大切です。「実施主体は市町村」であっても原資は、国2/3、県1/3なのだから、「保証人なし、無利子」として被災者を救うことを求めます。コロナ禍の中では「無利子・無担保」の貸付制度ができたのですからそのレベルに引き上げ、コロナとダブル災害の被災者を一日も早く救済すること。

【回答】

3) 生活再建支援制度

① 最高額は500万円に引き上げること。さらに支給対象を拡大すること、小規模災害への適用基準を緩和すること、国の負担割合を引き上げること、の制度改善を、引き続き県としても国に求めること。

【回答】

②「第1次調査はあくまで簡易な判定方法であり、第2次調査や再調査を依頼することが可能である旨、被災住民に十分周知する」となっています。写真を撮ることなども含め、引き続き2次調査の周知徹底をはかること。

【回答】

4) 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン

引き続き県がリーダーシップを発揮して制度活用を推進すること。

【回答】

5) 軽トラ補助

引き続き県がリーダーシップを発揮して制度活用を推進すること。

【回答】

6) 事業者支援

① 昨年の回答を心強く評価しています。到達点を生かし改善すべき点は引き続き県も国も取り組んでください。

グループ補助金は、組織化や復興事業計画を作成するなど事前準備が必要です。そのため、一定規模の企業にとっては有効活用できるが、小規模企業にとってはグループの組織化や他企業と連携した事業計画の作成などに時間と手間がかかり、生活再建と事業再建を同時に進めなければならない小規模企業にとっては、グループ補助金の申請には時間と手間が障壁となっています。この点をどう改善できるか検討すること。

【回答】

②借入金を利用した事業者は水害からの復活に加えて、コロナの影響も重なり、従業員の雇用維持も含め大変な苦勞を強いられています。返済猶予期間を過ぎて利子を含めての返済で今現在苦慮しています。利子を軽減するとか、救いの手はないのか、検討すること。

【回答】

③昨年回答で「補助対象医療機関の拡大」に向けて取り組んで来たとありますが、壁になっていることは何ですか？県はどうしたいと要望しているのか明らかにすること。

【回答】

7) 住宅の応急修理

昨年回答は「関係12市町村において、住家が半壊し、自らの資力により応急修理をすることができない世帯及び大規模半壊世帯を対象に、最長12ヶ月の住宅応急修理期間延長を行っております」でした。県として1ヶ月では無理と国に意見具申を続けて下さい。また12ヶ月を県として方針化すること。

【回答】

8) 関連死と病気

直下型地震も取りざたされています。常総市では災害発生1年後に認定基準ができ、しかも公表がまともにできませんでした。今「認定基準」ができていない自治体名をお知らせ下さい。必要性を具体的に伝え、具備するように県担当は指導・援助すること。

【回答】

9) ボランティア対応

昨年回答「有料道路無料化措置について」を評価します。但し「申請手続きについては注視」でした。県は現場の実態を把握し、関係部局に改善策を主体的に提言すること。

【回答】

10) その他関連事項として

昨年、「常総大水害の体験を語り継ぐ 被害者主人公の活動～6年の軌跡」を発刊したことはご存知ですか。県立図書館や多くの県民、全国からは「是非欲しい」と声がかかりましたが、最前線であるはずの県危機管理課からはそのようなアクションはありませんでした。いずれかの方法で入手され、検討していただけましたか。最前線の危機管理課担当には、今後に活かして欲しいと願っているのですが、そのような機会を設定していただけませんか。肩肘張らない形で体験を語り継ぎたいと思うのですが、県の考えを明らかにすること。

【回答】

18. 無駄な水源開発による余剰水を隠蔽する？「茨城水道ビジョン」

市町村水道を廃し、県央、県南県西、鹿行、県北など広域水道にまとめ、さらに「一県一水道」を目指すという茨城水道ビジョンに接し、何年も前から何回も問いかけ、何回もはぐらかされてきたものがついに来たという思いでいっぱいです。予測したものゆえ驚きもありますが、あまりの唐突さには驚きを隠せません。

責任ある立場の者なら、今日の人口減少は前世紀の半には予測されていたものであり、現実を無視した水源開発は処置不能に陥る余剰水を抱え込むことは自明の理でした。

私たちは問いかけました。このままでは、いやだった今でも市町村水道は、県営水道は破綻しているのではないかと。以下の問答も象徴的です。

問：水余りに苦しむ市町村水道への供給水量＝責任引取水は見直したらいかがか。

答：市町村水道との供給契約は、市町村の側が望んだものだから、市町村の側が申し出るものだ。その場合は清算金を払ってもらう。

問：各市町村水道は、供給単価の引き下げを求めているが、その真意は「供給量の見直し」であることは明らかだ。ならば、県当局が中心になって市町村など水道事業者を集め協議したらいかがか。

答：あくまでも市町村側の総意であるならば、市町村の側が申し出るものだ。

問：企業局のもとに市町村等事業者を集約し、東京都水道局のような形態をめざしているのではないか。

答：地域の実情に合わせ最適な形態が選択されるよう調整を進めることは重要。

最後の問いには完成間近だったろう水道ビジョンの方向を覗かせたものの、一貫していたのは、県の側には全く責任はない。責任はすべて市町村水道事業者側にある。と言う姿勢でした。つまり、ここまでは水余りは暗に認めながらも、それは市町村など事業者の責任としていました。しかし、一県一水道となると穏やかではありません。

以下質問し要望します。

(1) 渡良瀬遊水地、奈良俣ダム、霞ヶ浦開発、湯西川ダム、八ッ場ダム、霞ヶ浦導水(未完)、思川開発(未完)など、国の事業に参加した水源開発は、県北以外の市町村など事業者の要求にこたえるものであるとして、県は市町村に、市町村は需要者にその開発費用・維持費などを負担させてきました。ならば、これまで要望もせず負担もしていない

県北の需要者はどんな権利があってこの開発した水源が利用できるのか。県北以外の需要者が納得できる説明を要望する。

【回答】

(2) 一方、県北の需要者は求めてもいない水源開発の水を押し付けられ、これまで安価に利用していた自己水源を放棄させられ、大幅に値上げする水道料金を受け入れなくてはならない理由はなにか。納得できる回答を要望する。

【回答】

(3) 上記2点は、水源開発を含む水道事業は需要者が水道料金で賄う＝総括原価方式と明らかに矛盾する。管理者に過ぎない県企業局と市町村事業者の間で判断できる問題ではない。水道事業の主体をなす需要者の意思はどう働いたのか、どう働かせるのか、納得のいく説明を要望する。

【回答】

(4) これまでの「いばらき水のマスタープラン」など水需給計画は、将来人口予測を異常と思えるほど過大に設定し、それに合わせる形をとって水源開発を行ってきた。

計画年度	達成年度	予測人口	実績人口	一日最大予測	実績
1990年	2000年	420万人	298万人	199.2万トン	104.4万トン
1991年	2010年	403万人	296万人	198.2万トン	106.8万トン
1996年	2010年	370万人	296万人	145.9万トン	106.8万トン
2001年	2020年	323万人	288万人	164.0万トン	94.9万トン
2007年	2020年	297万人	287万人	133.8万トン	94.9万トン

※1990年は「茨城県水道整備基本構想」他は「いばらき水のマスタープラン」

※2020年実績は未公表のため2019年実績に替えて記載。一日最大は一日最大給水量の略。今回の計画にあってもその反省が見られない。

2050年 人口 252万人 一日最大級水量 98万トンの怪

2019年人口 285.8万人、一日最大級水量 96.9万トン。これは公表されている最新の実績値です。人口は減少するが給水量は増大する。これがビジョンだろうか。ただのカラクリにしか見えない。

A 予測人口の操作：当ビジョンは国立人口研究所の数字をとらず、国の2060年人口1億人を旨とする希望的観測に基づく茨城人口ビジョンを採用している。

予測人口	国立人口研	茨城ビジョン	予測差
2030年	264万人	276万人	12万人
2050年	210万人	252万人	42万人

ここにはマスタープラン破綻の反省がまったく見られない。

B 給水量の操作：水需要予測を決定する一日最大給水量の基になる一人当たり一日最大給水量は節水機器の普及もあって全国的に年々低下傾向にあり、茨城県も以下のように低下している。

2001年：407ℓ 2006年：385ℓ 2011年：375ℓ 2019年：357ℓ

しかるに茨城水道ビジョンでは下記のように大幅に増大する。

2020年：347ℓ 2035年：364.5ℓ 2045年：376.9ℓ 2050年：383.4ℓ

多分 2020 年は実績と思われる。その後の水位は日本人のライフスタイルの傾向を完全に無視している。

C 給水率の希望的観測：いばらき水のマスタープランでは 1991 年度計画では達成年度の 2000 年に 97.5%とし、2006 年度計画では 2020 年を 100%としていた。しかし 2019 年の給水率は 94.9%にとどまっている。水需要の増大をひねり出す常套手段であることは明白だ。

D 負荷率の操作：これは決定的な操作といえる。負荷率は一日平均給水量を一日最大給水量で除するものだが、季節要因などをならし、安定的な事業運営を目指すなら有収率の向上とともに経営努力の当たり前の目標であるはずのものだ。これまではその努力が見られた。それが下記のように下落させるとは明らかにカラクリとしか言えない。

負荷率の実績推移 1990年：78.2% 2000年：83.8% 2019年：88.4%

負荷率の予測推移 2019年：88% 2030年：85% 2050年：84%

これでは 2000 年レベルまで落ちるということだ。ビジョンとは程遠い。

以上、水道事業の主体である需要者が納得できる回答を要望する。

【回答】

(5) 五霞町の水道事業は一部埼玉県営水道に、古河市は一部県水に依存しているが、ほぼ思川開発に依存する方向にある。両者とも自前の資金で参加し供給を受けているが、県南県西広域圏が一体となった時、さらには一県一水道になった暁には、茨城県が県として思川開発の水を受水するのか。回答を要望する。

【回答】

(6) 関係者の役割フォローアップの項に「住民は将来にわたり水道を持続可能なものとするために・・・水道は地域における共有財産であり、その水道の経営に自らも参画していることの認識で水道に関わることが重要です」とある。私たちは幾たびか市民の参加を求めてきた。しかし、そのたびに「ご要望がある旨お聞きしておきます」と、半ば切り捨てられてきた。この水道ビジョンの策定検定委員会には二人ほど民間人らしき人が見受けられるが、いかなる基準で選ばれたのか回答を要望する。

【回答】

以上、失礼を顧みずぶしつけな質問と要望をいたしました。くれぐれも専門家・学者の意見をもとに策定されたものと切り捨てることなく「関係者の役割フォロー」にあるように、水道事業の主体である需要者＝住民に理解できるよう回答されることを要望いたします。

19. 霞ヶ浦における自然環境の保全対策について

令和4年2月15日付けで茨城県知事大井川和彦から国土交通大臣齋藤鉄夫他16名宛に標記要望が提出されています。それに対する関係機関からの回答、及び、その回答に対する茨城県の今後の対応について御教え下さい。

(1) 魚類の産卵の場や多様な生物の生息生育環境の向上に資する前浜等の整備を推進すること

【回答】

(2) 「利水」と「自然環境」の両方が共存できるよう、最適な水運用方法を模索すること。

【回答】

(3) 衆議院農林水産委員会における農林水産大臣の答弁への対応について

令和4年4月6日の農林水産委員会での青山大人氏の質問（霞ヶ浦北浦の不漁に対する国の支援）に対し金子原二郎農林水産大臣は「不漁の究明と対策が進むよう茨城県と協力したい（茨城新聞）」と回答しています。これに対し茨城県は、どのような対応をされるのか明らかにすること。

【回答】

(4) 霞ヶ浦導水事業の見直しについて

上記2点につての国の対応等によって水資源管理、環境保全、あるいは地域振興対策等について見直しが必要となります。今後の国の対応や本県との協力によって実施される問題解明や対策を勘案し当該事業を見直すよう国に要望すること。

【回答】

20. 茨城県は「2050年CO2排出ゼロ」表明と「2030年までの削減目標」を明確に！

(1) 2050年排出ゼロ目標

気候危機を防ぎ、気温上昇を産業革命前から1.5℃に抑制するには2050年排出ゼロが求められます。日本政府も2050年温室効果ガス排出実質ゼロ目標を持ちます。国全体

で2050年排出ゼロなら、各地域も排出ゼロが求められます。

2050年二酸化炭素排出実質ゼロを表明する自治体が4月末で約700に達し、その中で41都道府県が「排出ゼロ」を表明、その中には茨城県と同じように製鉄所や工業コンビナートのある千葉県、神奈川県、岡山県、広島県、大分県などもあります。茨城県も2050年排出ゼロを目標に定め、県の計画で規定すべきですが、県の計画を明らかにすること。

【回答】

(2) 2030年少なくとも46%削減以上の目標

IPCCの第6次報告第三作業部会報告で、産業革命前からの気温上昇1.5℃未満抑制で2030年にはCO2排出量を世界で2019年比48%減が必要だとし、目標・対策強化の必要性を示しています。日本政府は2030年「46%削減目標」（2013年比）を打ち出しました。私たちはこの目標自体も「不十分」と考えますが、目標達成の具体策が重要で、原発や化石燃料に頼らない再エネ・省エネ推進のエネルギー政策に大転換することが不可欠と考えます。茨城県も少なくとも国全体と同じスピードで削減していくことが求められます。また、地域循環型のエネルギー自立・持続可能な茨城県をめざすべきです。

① 茨城県も2030年までに46%以上の「削減目標」を目標に定め、県の計画で規定すべきですが、県の計画を明らかにすること。

【回答】

② 県でも国の2030年46%以上の削減にみあう削減、2050年排出ゼロにみあう削減をするため、徹底的な省エネと再エネを重視した具体的な「排出削減・対策ロードマップ」とその達成を確実にする「具体的政策」が必要ですが、県の「具体的政策」を明らかにすること。

【回答】

(3) 削減を具体化し、地域に活かす政策

脱炭素、省エネ、再生可能エネルギー普及には政策が必要です。一方で茨城県の再生可能エネルギー普及は乱開発の課題があり、県外事業者の設置も多くもっと地域主体が地域で議論して進めるよう転換すべきです。これにより地域循環型のエネルギー自立・持続可能な茨城県をめざすべきです。

① 県内の再エネを、乱開発を防ぎ、県内の主体を中心に推進すべきです。環境省は自治体別再生可能エネルギーポテンシャルを改定、茨城県は、2018年度の年間電力消費量275億kWhの2.4倍の約660億kWhの再生可能エネルギー電力の可能性ががあります。9割は太陽光発電で、半分は農地のソーラーシェアリングです。他に風力、中小水力、低温地熱バイナリ発電もあります。環境省試算にはありませんが地元のバイオマスもあります。

茨城県は導入量だけ比較をすれば太陽光発電導入量が最も多いかもしれませんが、県内再エネ発電が県内電力消費量に占める割合はまだ4分の1で今後大きな拡大が必要です。またバイオマス発電は現状で茨城県の再生可能エネルギー発電の4分の1を占めますが、輸入バイオマスや、大型石炭火力発電所で一部だけバイオマスを燃やしているものも含まれています。県内の「再エネのポテンシャル」を活かし、茨城県の電力を再生可能エネルギー割合100%に早く近づける政策にすべきですが、県の政策を明らかにすること。

【回答】

② 茨城県全体のCO₂排出量のうち、購入電力の割合が約4分の1、中小企業・オフィス・家庭では約半分になります。この削減には電力消費削減だけでなく、電源を選ぶ、石炭・石油を選ばず、再生可能エネルギーを積極的に選ぶことが重要です。そのため政策導入が必要です。また地域の再エネを集めて地域で売る自治体・地域新電力が地域の再エネ化で有効です。

県は新電力の導入と開始後に専門的な運用を支援する政策を導入すべきです。さらに、県の施設、市町村の施設、その他公共施設で早期再エネ電力100%を目指すため、茨城県は目標をたてて政策導入すべきですが、県の政策を明らかにすること。

【回答】

③ 茨城県は産業部門の排出割合が約60%と大きく、中でも鹿嶋地区の素材製造業の排出が目立ち、茨城県の対策の重点です。計画書制度で自主目標のままだと目標は低いままです。東京都のように、茨城県も総量削減義務化政策を採ると、自主計画で低い目標のままでなく、排出削減を計画的に進めることができます。また2050年排出ゼロを再生可能エネルギー転換で実現する協定を結ぶことも行うべきです。市場が脱炭素を求め、サプライチェーンで脱炭素・再生可能エネルギー100%を求める目標つまり取引先にも対策を求めることも増え、茨城県の企業も対策を取らないと市場から締め出される危険もあります。

県が積極的に政策を導入し対策を促すことで県内企業が強くなり、より長期に県内で操業でき雇用も維持されると考えます。また開発失敗リスクもある新技術への依存、化石燃料消費を継続しCO₂を回収し埋める技術などに依存せず、省エネ・再生可能エネルギーを導入し早く排出削減を進め2050年に確実にゼロにする政策が必要と考えますが、県の政策を明らかにすること。

【回答】

④ 建築でゼロエミッションハウス、ゼロエミッションビルなど高い断熱性能をもつ建築を新築の際に導入することが重要です。国の政策は床面積300m²以上の規制があるものの断熱基準値は低く欧州レベルの半分の断熱性能です。また床面積300m²未満の建物は新築でも2025年までは規制もなく断熱の悪い建築が今後も建って何十年もエネルギーを浪費してしまいます。県で規制的政策を導入することが重要です。断熱

改修も支援政策を行い、また県内の建築業者が高い性能の断熱ビル・住宅を施工できるよう支援する政策も導入すべきですが、県の政策を明らかにすること。

【回答】

⑤ 省エネ設備を更新時に確実に導入する政策が必要です。中小企業や家庭には専門家の省エネアドバイスを受けられるなどの支援政策、機器の販売業者には省エネ製品を企業と家庭にすすめる政策が必要です。また県内で昼間の太陽光の発電を有効に使うため、企業や家庭の蓄熱や給湯の設備などで晴れた日は昼間に充電蓄熱するような政策誘導も必要ですが、県の考えを明らかにすること。

【回答】

⑥ 茨城県のCO2の約13%が運輸で、多くが車です。車の脱炭素には電気自動車を普及し、再生可能エネルギーの電力で賄うことが有効です。国では脱ガソリンの政策が不明確ですが、一部の都道府県は新車のガソリン乗用車禁止年を検討しています。茨城県もこのような政策で積極的に更新を促すべきです。また県内で昼間の太陽光の発電を有効に使うため、電気自動車が昼間に充電するような政策誘導も必要ですが、県の考えを明らかにすること。

【回答】

(4) 実効性のある具体的な対策を推進するには、茨城県及び県下自治体各々に必要な組織的・財政的な仕組みが求められます。とくに茨城県及び県下自治体の密接な連携・協力関係をつくることが急務と考えます。

① 茨城県の所管部署と必要なスタッフの確保はどうなっていますか？確保状況を明らかにすること。

【回答】

② 県内市町村に対し、専門知識をもった専任職員の配置、地域の企業や家庭への専門的省エネ再エネ診断支援を行うアドバイザーの配置、財政的な措置など支援策が必要ではないでしょうか？県の方針を明らかにすること。

【回答】

③ 茨城県及び県下各自治体が地域主体の取り組みをすすめるには法律・制度・財政上の政府の支援が必要と考えられますが、茨城県としては政府に対してどんな「要望」を出しているのですか？県の「要望」を明らかにすること。

【回答】

21. 女性の地位向上など、いのちと暮らしを守るジェンダー視点の施策強化を

(1) 茨城県でも女性管理職の登用が進んでいますが、ジェンダー平等社会の実現のためには非常な重要な取り組みで、県の取り組みを各市町村にも広げていくことが求められています。2022年4月における県庁で働く女性職員の管理職の人数、比率を明らかに

すること。

【回答】

	女性管理職の人数	管理職の総数	女性管理職の比率
課長補佐			
課長			
部長			

(2) 「男女共同参画基本計画(第3次)」にて、「商工業等の自営業における働きやすい環境の整備」のために①意識啓発の促進、②家族従業者の実態の把握、③商工業の分野に参画する女性の人材育成等、といった3つの施策を行うと明記しています。

1) 令和3年度の進展について明らかにすること。

【回答】

2) 平成31(令和元)年度に「茨城県男女の働き方と生活に関する調査」を実施されていますが、業者婦人(女性の事業主や家族従業者)独自の実態を把握するには不十分といわざるを得ません。業者婦人を対象とした実態把握を行うこと。

【回答】

(3) 農村でのジェンダー平等について

女性農業委員が増えるなど一定の努力がありますが、農村において、農家や地域を代表し決定権をもつ人は圧倒的に男性が多いのが実状です。

県として、農村でのジェンダー平等をすすめるうえでの目標と推進体制、課題を明らかにすること。

【回答】

22. 県民に信頼される警察行政を(県警に提出)

昨今、警察・検察の捜査、取調に関して違法であり賠償責任ありと認定する判決が頻発しています。

とくに、昨年8月27日、布川事件で再審無罪となった桜井昌司さんが国と県に賠償を求めた訴訟の控訴審判決で、東京高裁は、警察・検察側の違法捜査を認定し、国と県に賠償金の支払いを命じ、確定しました。

自白の強要や証拠開示の妨害など、警察や検察の捜査、起訴、公判活動の違法性が明らかとなり、断罪されました。

いいかえれば、警察の捜査体制のなかにえん罪を生み出す原因があることが国民に明らかになったということです。そもそも、捜査や身柄拘束は、憲法に定める基本的人権(就中、人身の自由)の厳格な保障を前提に、適正な刑事手続きで、客観的かつ物的な証拠にもとづいて行われるべきものであります。

警察に対する国民・県民の不信のひろがりを払しょくするためにも、以下の点について明

らかにされるよう求めます。

(1) 表現の自由・政治活動の自由について

－ 駅頭や街頭における宣伝活動及び集会への規制・介入について－

市民による、駅頭や街頭などの路上における署名、チラシ配布、拡声器による宣伝活動等及び集会は、憲法が保障する表現の自由の行使であり、最大限尊重されるべきと考えます。

今年 3 月 25 日に札幌地裁は、2019 年の参院選の際「安倍辞めろ」「増税反対」などのヤジを飛ばした男女を排除した北海道警の警察官の行為を、「憲法で保障される表現の自由を侵害した」と厳しく批判し、損害賠償を命じました。

しかし、こうした市民の表現活動に対して、「道路交通法」や「茨城県公安条例」等を理由に警察が「規制」・「干渉」する事例が見られます。また、必要のない「職務質問」が行われている事例も報告されています。

1) 駅頭や街頭における宣伝活動について警察の基本的な認識を明らかにすること。

【回答】

2) 警察が「規制」する場合の根拠または基準等について明確な規定はありますか。また、「禁止」や「中止」を命ずる「基準」や事例があれば示すこと。

【回答】

3) 昨年の原水爆禁止国民平和行進に際して、市役所や民有地での、しかも管理者から事前に了承を得ている「首長や議長の歓迎あいさつ、参集者への謝意あいさつ」が集団示威行動に当たるとする公安条例解釈は妥当なのでしょうか。また、私的所有権の保障を謳う憲法・民法規定からして許可を要するとは違憲違法な解釈ではないのでしょうか。根拠を明らかにすること。

【回答】

4) 職務質問は、警察官職務執行法に定める通り、犯罪を行ったか又は行なおうとしている等の者に対して行うことができるとされています。しかし、宣伝活動中に、不用意な「職務質問」は、実施者にあたかも不法行為を行っているかのような不安を抱かせます。明らかな危険・違法がない限り、責任者を確認するにとどめ、後日当該団体に問い合わせるなど、いたずらに不安を抱かせないよう丁寧な対応すること。

【回答】

(2) 宣伝カー道路使用許可申請手数料について

1) 他県に比べ約 2 倍となっている宣伝カー道路使用許可申請手数料について、全国の 60%以上の府県が実施している 1 件申請あたり 1 ヶ月 2,300 円とすること。

【回答】

2) 当面の措置として、労働組合や非営利団体の宣伝カーの道路使用許可期間は、1 ヶ月とすること。

【回答】

(3) えん罪防止の取組みについて

えん罪防止のため、被疑者の取調べに当たっては憲法第38条の規定を厳格に守るよう警察官、取調官に徹底することを求めます。いわゆる布川事件や志布志事件を見ればわかるとおり、全く身に覚えのない事でも、厳しい取り調べを受ければ簡単に虚偽の「自白」をしてしまう事がわかっています。新たなえん罪が生み出される危険をなくすには、警察当局が自白偏重の姿勢を厳に改め、証拠に基づく科学的な捜査に徹する体質改善が最も急がれる課題です。

1) 県警はこの間、取り調べに関する改善策として取調べ監督制度をはじめとする取調べ適正化のための諸施策を推進していると述べてきましたが、その具体的な内容や、運用の実態について明らかにすること。

【回答】

2) 不当な取り調べを防止し、えん罪を生まない第一歩として、取り調べの全過程の可視化が最も有効であると考えますが、県警としてこれを行う考えはあるか明らかにすること。

【回答】

3) いわゆる「司法取引」についても、自己保身のためにウソの密告が行われ、新たなえん罪を生むおそれが高いと危惧されます。濫用防止について何らかの規定等は設けているのでしょうか。規定等を示すこと。

【回答】

(4) その他

1) 今年1月18日に名古屋地裁で、愛知県・白龍町マンション事件の刑事裁判で、無罪判決を受けた者について「国は逮捕時に採取した、指紋、顔写真、DNAを抹消せよ」という画期的な判決をくだしました。無罪確定後もDNAデータなど個人情報情報を保存することは違法であると示されたわけですが、県警での現状、また、この判決についての認識はどのようなになっているかを明らかにすること。

【回答】

2) 今年2月21日の岐阜地裁・大垣警察市民監視違憲訴訟判決では、「公安警察が民間会社に個人情報を提供するのは悪質・違法」と厳しく批判していますが、県警は民間会社と間でそのような関係はあるかを明らかにすること。

【回答】

3) 防犯カメラや「Nシステム」によって取得した情報について、プライバシーの保護や乱用防止の観点から何らかの使用規制基準を定めているのかを明らかにすること。

【回答】

4) 「犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の一部改正」によって、警察が市民生活の盗聴を拡大するものとしてその濫用が懸念されます。濫用防止について何らかの規定等は設け

ているのかを明らかにすること。

【回答】

5)「集会、集団行動、集団示威運動、道路使用許可申請書」の現在の申請方法は、申請者が警察署に出向き、警察署保管の所定の用紙(カーボン紙を用いた3枚複写式)に手書きで記載し、訂正箇所全てに押印を求めるといった方法が採られています。これを簡素化し、インターネットでも行えるようなシステムに合理化できないかを明らかにすること。

【回答】

23. 大型公共事業偏重予算から県民の暮らし、福祉、教育予算の拡充に

本年度の県予算は、前年度比で1.0%減の1兆2816億7900万円となっています。

大型公共事業が目立ちますが、新型コロナウイルス感染防止対策や相談、検査、医療体制拡充のための予算措置を早急に行い対応することが求められています。

(1) 新型コロナウイルス感染防止に係る十分な予算措置を行い、PCR検査・行政検査の拡充、抗原検査キットの無料配布などを実施すること。

【回答】

(2) 予算編成の基本方針において「4つのチャレンジ」を柱に、選択と集中を意識し、絶えず検証を行っていくとしているが、新型コロナウイルス禍の状況を鑑み、取り組むべく政策の見直しや追加対策を検討し、医療や福祉対策、脱炭素に向けた施策を優先すること。

【回答】

